

〔論文〕

これからの保育士養成に関する一考察

矢野 正
Tadashi Yano

名古屋経済大学大学院

要旨：本研究は、これからの保育士養成に向けた現状と課題について、新たな観点から論じたものである。現在行われている子ども・子育て会議の内容に触れるとともに、今後の幼稚園・保育所の現況と課題について、この5年間を目途に論考してみた。幼稚園、保育所、認定こども園をめぐる問題、養成校の未来と専門職としての保育士、保育士の専門職性の問題、養成の課程及び研修などを題材とし、基幹保育者養成といった今後の展望について論じたものである。

キーワード：保育士養成、養成カリキュラム、幼稚園、保育所、認定こども園

I. はじめに

本研究は、これからの保育士養成に向けた現状と課題について、新たな観点から論じようとして試みたものである。子ども・子育て会議の内容に触れるとともに、今後の幼稚園・保育所の現況と課題について、この5年間を目途に論考してみたい。さらに、幼稚園、保育所、認定こども園をめぐる問題、養成校の未来と専門職としての保育士、保育士の専門職性の問題、養成の課程及び研修などを題材とし、養成現場で問題となっている基幹保育者といった今後の展望について論じることとする。

これからの保育士養成についての先行研究については、「学び続ける教員」を養成するための研究を行った浅野(2013)や、保育者養成の今後の課題を考究した大澤(2013)、全国保育士養成協議会シンポジウムでの提案としての松浦(2014)の先行研究などがあげられる。また、森合(2014)は、保育政策の歴史的展開と保育士養成について論究し、佐伯(2015)は、保育士および保育士養成をめぐる現状と課題について追究し、矢藤(2014)はこれからの保育士養成の課題についてそれぞれ論じている。このように近年の保育士養成をめぐる動きには、予断を許さないものがあるといえよう。保育士不足の問題から、2016年度から厚生労働省は幼稚園や小学校、養護教諭などの教員免許保有者に保育士代替への門戸を開こうとしている。本研究はそんな中、保育士養成について再度問い直してみたものである。

まず、今回の新制度では、「教育」というものを子ども・子育て支援法の法律上の用語として学校教育としての教育を指す略語であるとしており、同様に「保育」については、保育を必要とする子どもの保育のことであり、実際には保育所保育であるという略語としての定義があ

る。そういった特に、保育所が学校教育としての教育を担わないといったことは、新制度でできたものではなく、旧制度の遺物である。過去50年間、児童福祉法と学校教育法において保育所と幼稚園というものの位置付けを変えなかったからこそ、そのような状況になっていると言えよう。

また、日本の財政の状況で予算を増やすのは簡単なことではない。絶望的な見方と言ってもよい。しかしながら、過去数十年間を見たときに、保育は極端に言えば、長らく絶望的であったが、なんとかやってきたので、予算を増やすことが9割方は難しいが、残りの1～2割の可能性を追求して、よりよくしていければよいのである。今現在、考えるべきことは、今年度以降のことである。一番重要なことは何かというと、幼稚園、保育所に対する追い風が来ていることであろう。これほど幼稚園、保育所の問題が、政治的な議題として取り上げられたことはないといっても過言ではない。過去50年間に、内閣総理大臣がまともにそういう問題に言及したことはない。安倍首相は、今回(2015年7月末)は、はっきりと言及している。厚生労働大臣も、文部科学大臣も、それぞれそれなりに新システムについて触れている。問題は、これがいつまで続くかということである。なぜ追い風があるかということ、おおよそ待機児童がいるからであろう。我が国の人口予想の厚生労働省のエビデンス(2011)からいけば、待機児童というのは、おそらく順調にいくと、あと4、5年で解消されるだろうと推察される。ということは、追い風はあと5年で終わることになる。したがって、もし多少とも明るいことに踏み出そうとするなら、これからの5年間でなんとかしなければ、おそらくもう二度とチャンスはないかもしれないのである。

II. 幼稚園、保育所、認定こども園をめぐる問題

それでは、何をすればいいであろうか。ここでは、筆者なりの意見と、多少の政策的見解を述べておきたい。

一つ目は、今年度から、平成29年度までのあたりで、認定こども園が大幅に増えるか増えないか、これは大きなポイントになろう。約5年間をかけて、幼稚園、保育園全体を見回して5割あたりにもっていくことで、保育の質をさらに上げていく勢いを保てるのではないかと推察される。大宮（2006）はこれまでの世界的な動向を踏まえ、保育の質を捉える3つの側面についてあげている。それは、①プロセスの質（保育実践そのもの、子どもと保育者の相互作用、環境構成、等）。②条件の質（クラスの子どもの人数、大人と子どもの比率、保育者の経験年数・学歴・研修、等）。③労働環境の質（給与、仕事への満足度、運営への参加、ストレス等）である。筆者は、平成30年度ぐらいには、5割はさすがに超えるのではないかと推測している。それが一つである。この認定こども園化をめぐる、例えば保育所は学校教育ではないからということについての答えは、簡単である。保育所が幼保連携型認定こども園になれば、半分程度は学校教育であるから、それで問題は片付くのである。ちなみに、学校教育としての位置付けは、何が問題となるのであろうか。保育所保育指針と幼稚園教育要領が、実質的に、保育内容の側面からみても、すでに同じである。それはいいのであるが、制度上では違うということは、例えば、保育所保育士に、国として研修時間を確保することで苦労することになろう。一年間で、保育士1人当たり2日・3日付けるとか、5日付けるといような提案も出ているが、それであってもお金がかかるというだけではなく、制度的に難しいものがある。幼稚園教諭は、例えば初任者研修は最初から義務付けである。免許更新講習、10年次講習もである。それを真面目にやるか、やらないかというのは、いろいろな問題がある。法律上、義務付けられているということは、費目上、補助金を出せるということになるのである。その辺をよく考える必要がある。

政策的な課題の二つ目は、無償化の問題である。この無償化こそがたいへんに大きな問題である。無償化というのは、幼稚園と保育所と両方を含んで、3歳以上についてであるが、ざっと言うと、全部で8千億円と見込まれている。したがってこれは、筆者は絶望的だと考えている。今年度、文科省は、年収360万円未満についての無償化ということをやったのはいるが、それでも数百億円かかることになる。しかし、一歩でも二歩でも踏み出すことは望ましいことだとは思われるので、この流れと

いうのを考えていく必要がある。三つ目の大きなトレンドは、義務化の問題である。義務化というのは、誤解されるといけないので注釈を加えれば、現在、義務教育化するとは言っているのではない。義務化について検討すると言っているのである。その際の検討というのは、現行の幼稚園制度を前提にする。それから、現行の私立幼稚園を中心とした幼稚園教育体制を維持する。

三つ目は、いかにして、そこに保育所を組み込めるかについて検討するということである。ここが保育所の本質的な問題なのである。

義務教育化に対して、保育士はそのままでは入れない。義務教育化というのは、あくまで学校教育の問題だからである。それを、児童福祉法大改定というのは、たぶん、これから数年の間にはできないであろうから、なんとか保育所が自主的に学校教育機能を持たせられないかと、行政はいろいろと考えているとは思われるが、それもなかなか厳しいものがある。そういう意味で、たいへん難しいという思いはあるが、それらの検討が、これからの2～3年でされていくということである。もう一方の検討というのが、今日の議論に直接関わるが、一つは養成課程というものの質をどう上げていくかという問題である。これについては、特に教職課程については、現在、文科省で検討しており、本格的には平成28年度になると思われるが、小中学校を中心とした、義務教育レベルの教職課程についての、例えば外部評価等々と、認証評価や、いろいろな案が出ているところではあるが、そこに幼稚園、保育所、保育士の養成も上手に入っていけるならば、養成課程の質向上が出てくるだろうと考える。これも急いでこれからの3年ぐらいで行っておかなければいけないと考えている。

その上で、専門職性ということを考えてみると、単に離職しないようにしようという意味合いでは弱いので、そうするといずれ、高度専門資格との連動が問題になってくるものと推察される。まだ幼稚園教育と保育士の統合問題というのは議論されていないので、どうなるかは不透明である。筆者などは、幼稚園教諭のような1種、2種、専修に類した、ある段階化をつくって、専修免許に相当する部分は大学院に行って取るか、または現場で働きながら、ポイントをためて得ていくかというようなことにして、そういうものを取ったときに、例えば文部科学省の言い方で言えば、指導教諭であるが、それに相当するような、あるいは主任資格とか、そういうものに相当させて、そこでの手当を付けていくとかしてインセンティブを設けてはどうかと考えている。要するに、そういった高度資格をつくった上で、その高度資格を持った人たちの処遇を上げるという方向性が必要なのではな

いか。そこをなんとかしていかなければいけない。これはお金の問題だけでは決してない。例えば、大学院と気楽に言及したが、その整備というのは、全国的にも簡単ではない。筆者の勤める大学院も定員を充足できてはいない。あるいは、研修のポイント制といっても、大学の単位相当を取るといえるのは、例えば大学の講義というのは、単位で言えば15コマの授業であるが、1人の先生が1年間で90分掛ける15の授業でも、ワークショップでもいいが、受けられるような研修を組んでいる園や地域がどれほどあるかどうか。要するに、研修といっても、誰かが来て、話をして、みんなで1時間とか90分受講して、感動した。そのようなものは研修でもなんでもない。そうではなく、各園で保育をもとに適切な研修をやるとか、ワークショップ型の保育とかを行う。大学で15コマ程度授業を行ったって、単純には学生は育たない。90分1回で保育士が変わるはずがないのである。突然、立派な人になっていくはずがない。もっと研修を増やさないといけないと考えるのである。あまり簡単ではないことは、すぐ分かると思うので、そこをどうしていくか、考えなければならぬ。しかし、幸い、全国の団体なりで頑張っているものであり、これをもっと組織化すれば、一定の単位数に転換していくことはできるはずであるから、何とか工夫はできるのではないかと考えている。単純に研修の数を増やすだけでも、研修の学びに結びつかないことがあると推察できるが、研修ということと専門職性ということの結びつきについて、丁寧に深く論じる必要があるのではなからうか。

Ⅲ. 養成校の未来と専門職としての保育士

さて、日本は財政的に厳しいだけでなく、基本的には少子化である。今、保育士が足りないと言っているが、待機児童がなくなれば保育士は余るようになるはずである。ということは、厚生労働省(2011)の試算では、大まかに計算すると5年後には余ることになる。保育士が余る時代になれば、当然に養成校(養成課程)も余るわけである。ということは、養成校というのは、これからの5年から10年くらいで、もしかすると3分の1ぐらいは消滅していくのかもしれない。日本において、少子化という現実を変えられない。少なくとも5年、10年では変えられないと思われるので、そこで、せめて良質でレベルの高い養成課程が残る仕組みをつくっていかねばいけないだろうと考える。今もし、ほうっておいたら、養成課程の質とは無関係に、商売上手が残るわけであるが、そうではない形にできるかどうかは鍵となろう。なかなかこれも厳しい側面がある。

さらに、これも施策として動いているのは、保育士、幼稚園教諭の専門職化の問題である。筆者は専門性というよりは、専門職性と呼んだほうが、いいのではないかと考えているが、職業として成り立つような意味での専門性である。そこには当然、処遇の問題も含まれるし、責任の問題も含みこむものである。それから、専門職というのは、必ず外部評価されるべきものである。そういうことも含めてである。その位置付けをどうしていくかを考えなくてはならない。過去10年ほどの流れを大きく見ても、例えば保育士の仕事というものも、1999年に法的に規定された。これは要するに、保育士という仕事が専門職として確立されたということである。しかしながら、先ほどから指摘してきたように、保育所の教育機能は曖昧にできているので、それをもう一歩でも二歩でも踏み出せばいいわけである。例えば、それはどうすればよいか。あるいは、2、3年で辞めるような専門職など、福祉系やケアワーク等を除けばそうは世の中にならぬわけであるから、そういう実態であるものを専門職と呼んではいけないわけであり、そこもきちんと改善することにしたい。あるいは、5年、10年勤めていくとして、経験年数だけではなくて、そこに研修の義務付けが入らなければ、これも専門職とはいえないわけである。専門職の一つのモデルは看護職である。看護師の勉強ぶり、研修ぶりを考えてみれば、保育士、幼稚園教諭は甘いのではないであろうか。研修がボランティアで、行ってもいいが、行かなくてもいいといったものを認めている間は、それは専門職ではないわけである。そこにどう入っていくかが問われているのである。そうは言っても、そこには支援体制が必要である。したがって、研修に対する経費をどう面倒を見ていくかということは、もちろんある。

また、今後、基本的には市町村単位の体制をつくっていくわけであるが、そこでの行政側の専門性をどう上げていくのか。法律上は、市町村にすべての幼稚園、保育所に対して、助言・監督機能が与えられるわけであるが、助言・監督ができるほどの力を持っているような、あるいは見識を持っているような市町村の担当者が、そう多いとは考えられない。その辺についても、国としての仕組みづくりが求められるのではないかと考える。以上のようなことが、これからの2~3年の問題だということである。それは単なる建前としてやりましょうという論議ではなくて、具体的な制度設計、あるいはそこに予算を伴いながら、行っていく必要があるのである。財政は非常に厳しいので、何千億という単位は無理だとは思われるが、もう少し小さいお金でできることを、とにかく積み上げていくしかないのではないかとということである。

IV. 保育士の専門職性の問題

ここで、特に専門職性の問題について触れたいと考える。一つは、すでに専門職であるということについて、例えば保育士の仕事がかうであるということは述べているし、保育所保育指針にその中身が明示されている。これは非常に重要な一歩だったわけである。さらに、保育課程をつくる。幼稚園なら教育課程をつくる。指導計画をつくるということである。あるいは、保育の園環境の整備などなどについて、着実に、どの園も共通にやっていくという仕組みが必要になる。これについて、一応のガイドラインはあるが、それが各園まで下りて、実質化するか、しているかについては疑問が残っている。そういう意味では、幼稚園も保育所も、その他の保育施設も含めた、実質的な意味での質の確保をどうしていくかという課題があるわけである。そこには、家庭格差を持った子どもたちへの対応をどうしていくかということも含めて、検討していく必要がある。

もう一つは、専門職化というのは、先ほど述べたようなことで、専門的中身を持たなければいけないわけである。そこで大事な一つは処遇改善の問題である。処遇改善というのも、もちろんお金の話になるので、簡単な論議にはなるまい。今回の新制度で、従来、特に民間の保育所、幼稚園に対して、いわゆる民間等施設改善費に加えてということで、3%ほどと、もう少し税収が増えれば5%ほどと言っているが、要するに、勤め始めてからの10年間で、多少、加えるということである。それは幾らぐらいの額かということ、大まかに言うと、保育士1人当たり、平均であるが、年間で10万円から15万円ぐらいのものである。20万円まではいかないぐらいであろう。少ない額で、地方公務員ベースと比較すれば、もちろん非常に足りないわけであるが、それだけでも数百億円となる。幼稚園までを含めて500億円を超えるだろうと推測される。1千億円近くになっていくかもしれない。それはしかし、重大な一歩となる。

V. 養成課程及び研修について

次は、養成課程及び研修の仕組みの問題である。これも、文科省の中央教育審議会、現在、議論されているわけであるが、小中学校の義務教育を念頭に置いてである。4年間の養成課程と、その後、採用後の5年間ぐらいを念頭に置いているのではなからうか。だいたいそうすると、4年プラス5年の9年間である。その9年間を通した専門性の成長という仕組みを考えたらどうかという提言をしようと考えられている。これは養成課程で重

大な転換である。つまり、4年間、2年間でもいいが、そこで完成というイメージではなくて、それで土台をつくった上で、現場に出て、さらに現場の中で研修を重ねて、一人前になっていくような仕組みに持っていかうということなのである。これをつくるのも、いろいろな問題があるのであるが、少なくとも3つの水準の現場での研修というものを明確にする必要があるだろう。

1番目は、初年次から5年後までの、初期段階の研修の仕組みの体系化である。初年次研修だけでは弱いので、最初の3年から5年の勤務の間、どういう研修を進めていくか。在学中から始まる基幹保育者養成の課題もある。

2番目は、指導教諭レベル、あるいは主任レベルの研修である。これをおおむね大学院修士課程相当を対応させるような仕掛けはできないだろうか。

3番目は園長レベルである。残念ながら、幼稚園、保育所ともに、園長資格については、例えば幼保連携型認定こども園については、幼稚園教諭及び保育士を持つことという基本原則を踏まえつつも、それに相当する見識を持っていけばよいとなっている。現場の団体の要望であるわけである。現実を踏まえると、そうせざるを得なかったわけであろう。その制度自体はすぐには変えられないが、各団体なりが自分たちの見識のもとで、園長についてしっかりと研修を行う。別に幼稚園教諭や保育士資格を持つことが必ずしも重要だと筆者は考えていないが、園長としてのしっかりとした見識、また、技能を持てるようにするということは、やはり大事だろうと考える。その研修の仕組みをつくる上で、養成校が関わるということは、大いに求められるのではないかと考えている。

したがって、地道にやれるところとしての専門職性として、内容の共通性をつくること、処遇、高度資格化という問題、さらに養成研修の一貫した取り組みなど、そこで養成校が果たす役割は大きいと筆者は理解しており、ここに提言としたいと考えている。

VI. 保育士の未来について

先ほど、専門職性という言葉を用いたが、園で働く保育士なり幼稚園教諭の全員が高い資格を持つべきだと言っているのではない。そういうことを規定するのは、現実的ではないと考える。それから、諸外国の例がよく引き合いに出される。給料が高いとか、学歴が高いというが、実際にすべての園で働いている保育者が全員、高度資格を持ち、高い給与を持った正規であるという国は、あまり聞かれない。いろいろな人が混ざってやっていて、混ざっている中には、アシスタントもいて、アシスタント

も国によっていろいろであるが、給与の低めのところは高卒で何の訓練も受けていない人が担当できる、あるいは高卒プラス多少の研修ぐらいによって担当できる程度で、手伝いと同等なのである。ただ一方で、高度な資格、だいたい修士相当であるが、それを持っている人との組み合わせという構成が欧米は増えたということである。筆者が述べているのは、そのような方向性である。そういう方向性といっても、高卒がいいと言っているわけではないのである。現在の短期大学（以下、短大）、4年制大学（以下、4大）等の保育士と、それぞれの園に、例えば修士相当を入れる。「相当」というのは、大学院に行きなさいという意味では必ずしもなく、現場のポイント制で取ってもよいと考えているが、相当するような資格を持っているような人もいる。例えば、20～30人保育士がいるなら、その中に1人か2人はそういう人もいて、一緒に行っていくようにする。そういうことならば、これからの5年から10年でできるだろうと思われる。1千億円や1兆円といった巨額の予算をかけなくてもできることだろうと考えられる。

それから、家庭的保育なり小規模保育の話であるが、現実には今、保育士が足りないので、保育士で十分カバーしきれない部分があるだろう。正確に言うと、小規模保育というのは、幾つかの種類があって、全員保育士でなければならない部分と、半数以上というところとがある。半数以上のところも、保育士の率を上げれば補助金が増えるので、いずれそういう方向に移っていくものと推測される。だいたいこれからの5年くらいで、ほぼ保育士でやるような仕組みになってくるのだろうと考える。待機児童がなくなった段階で、家庭的保育や小規模保育は減っていくと思われるが、消えるものではないとも考える。これは世界的に見ても、0歳から1歳ぐらいで、日本の認可保育所のように、0歳から就学前まで、全員をカバーするような形の中に、0歳、1歳がいるというやり方は、比較的少ない。0歳、1歳の保育というのは、世界的に見れば、ベビーシッターか、日本で言う家庭的保育が多いのである。それは、少人数の、極めて親に近い親密な関係で、まさに家庭に類した環境がいいというのが、0歳、1歳までで信じられているからであろう。客観的にどの程度正しいかは別の議論かとは思われる。従来の日本の3歳児神話は、厚生労働省がはっきりと否定している。1998年版『厚生白書』は合理的根拠がないと断言している。そういう意味では、日本でもそういうことが望ましいという議論、また、そう思う保護者がいても不思議はないので、一定数は残るものと考えられる。ただ、どのくらい残るかは、保育所の乳児保育の将来とも関わるのであるが、当然ながら、育児休業がどの程度

広がるかとか、どのくらいの期間になるのか。育児休業が1年半になって、ごく小さい企業等でも十分、育児休業が取れるような国からの補助が出れば、0歳保育というのは極めて例外的な対応になっていくわけである。北欧諸国の多くは、最初からそのようになっている。

したがって、世界的に見て、乳児保育をしっかりと行っている国というのは、だいたいおおむね、元共産圏だけである。乳児保育がいけないと言っているわけではなくて、日本の中の保育所で乳児保育というのは、極めて独自に高度なレベルにまで高まった。これは世界に誇れるものだと思うのだが、それを拡大し、維持することが、今後、続くかどうかということでは、かなりいろいろなオプションの中で選ばれていく。種々の国の政策とも連動するだろうと考えられる。

VII. 総合的考察

終わりに、子ども・子育て会議の内容について少し触れたい。ごく最近のところでは、大きく述べると3つあり、1つは一時預かりについての単価が示されたことである。2番目は、新しい制度に移行したり、認定こども園として移行したりというところで、一部の園で収入が減るという問題があげられた。その対応について、真剣に検討すると言及があった。3番目は、一時預かりに関わって、一時預かりとこれまでの預かり保育の単価が著しく違うような自治体ももし出たら、新しい制度の下での幼稚園型認定こども園であっても、従来の預かり保育を使ってもよいということも出された。したがって、私立幼稚園や認定こども園については、比較的安心材料が出たものと考えられる。それから、地方版子ども・子育て会議で果たさなければならないことも問題としてあげられた。一言で言えば、地方負担分を確実に全ての幼稚園、保育園、認定こども園に出させるようにしてほしいということである。子どもに対しての予算が足りない。どの予算を削るべきであろうか。簡単なことである。厚生労働省の改革案（2011）にもあるように、高齢者への予算を削るべきであろう。このままでは日本は、高齢者偏りの福祉国家になってしまう可能性がある。乳児保育への論究を最後にして、もう一度述べると、日本の保育所の乳児保育は、たいへんに高い水準だと考えられる。しかしながら、それが今後、どう維持されるかは、一つは育児休業の広がり、もう一つは、家庭的保育や小規模保育の充実等によって変わるので、その辺を考慮していかなければならないのではないかとということである。ワーク・ライフ・バランスや今の育児休業等を、子ども・子育て会議で議論しているところであるが、これは少子化

対策会議で議論している途上であり、子ども・子育て会議の直接の議題ではない。

研修のポイント制についても試みが既にあるので、もっと本格的かつ具体的に展開する。加えて、特に保育士養成校の大学院の授業の単位とも連動させるといったイメージを筆者は抱いている。養成校である短大・4大等で、何をすればいいのかということや、その後の現職者の研修とつなげることについて、どう考えればいいのか。あるいは、短大と4大の違いをどうすればいいのか等々のことについて、いろいろ論議がされるであろう。それはまさに現在、今年度、来年度に検討すべきことだと考える。つまり短大を出て、その後、数年間現職にいて、その中で研修をどう受けていくか。4大を出て、その後、数年間、現職でどういう研修を受けていくか。さらに短大や4大を出て、数年間、現場で働いて、あらためて例えば大学院に夜間で通うとか、通信教育を受けるとか、いろんな可能性があるわけであるので、それぞれでどういうところまでを指導していくか、力を持たせるかということをも具体的に考えるべきである。要するに、筆者が提案したいのは、養成校のカリキュラムを養成校の中で閉じて議論するのでは、もう十分ではない。その後の採用、そして現職の研修段階での研修の仕組みとセットで考えていくべきだということである。したがって、筆者は短大を否定したりしているのではなくて、短大で現職になって、そこで研修を受けて、ポイントを受け取ってという仕組みもあるし、4大を出てもあるし、さらにストレート・マスターで修士でよいものもあるけれども、そうでない仕組みもあるというようなシステムづくりが必要になる。それに応じて養成校のカリキュラムの中身を再検討する必要がある。

特に修士レベルでいえば、通常のジェネラルな保育士なり、幼稚園教諭の資格、保育教諭の資格の上に、例えば特別支援、障害児保育にスペシャライズしたようなものに特化したものを選べるようにするのか、より高いジェネラリストを中心としたものを選ぶのかとか、あるいは保育園、幼稚園のマネジメントに特化するか、色々なやり方があると考えられるので、それについても実際にカリキュラムをつくりながら検討できるのではないかと考える。さらに大学院、あるいは4大とかいうけれども、学費はどうするかということで、これは大問題である。今、特に文科省が構想を打ち出してきたのは、イギリスやオーストラリアの仕組みであるが、基本的に高等教育は無償に近い。日本の感覚でいえば、無償にほぼなっているけれども、実をいうと、それは借金なのである。学生が借りて行っているのが現状である。ただし、個人的借金ではなく、税金みたいなものであり、当座の学費が

無償に近くなる。そうすると働き始めたら、返す義務が生ずるのであるが、その返す義務は、一種の教育税的なもので取られる。そうすると収入の低い人は、実際には払わなくても済むのである。収入が一定以上になると、ある程度、教育税的なものを払う。そのような感じの仕組みが妥当である。それを導入しようといっている、大学教育の学費を下げるには、それ以外の手はないのである。新たに純粋に公費を投ずるのは、先ほども言ったように不可能なのであり、それが動くかどうかということが大きいと思われる。ただ、筆者は、全員が4大へ行きなさいとか、大学院に行きなさいと言っているわけではなくて、現職の研修の中でということであれば、もう少し低いコストでできる部分はあると考えている。教職大学院を保育系で広げるのはなかなか難しいと思われるので、それに代わるものは専修免許状である。専修免許についても文部科学省は、来年度ぐらいに改革をすると思われるが、実際に教職に役立つかたちのものにしようと考えている。そこに保育系をうまく乗せられれば、結構、高度現職養成研修に近づくのではないかと。それと先ほど述べた現場での研修のポイント制と連動させる等々のことをすれば、全国の主要な地域にはそういうのが設けられて、そこが及ばないところについては、通信等々の形でもできるのではないかとということが、筆者のイメージである。

最後に、また違う論になるが、保育というか、エデュケアみたいな、要するに学校教育としての教育と保育所保育を一体化したような概念と用語をつくるべきではないかということである。それに筆者はまったくもって賛成である。本学でも、第1学年に「エデュケア入門」という科目をあえて設置している。ここ数年、筆者も関わってやってきたところでは、先ほども述べたけれども、それは非常に難しいものがある。保育所の方々は、よく「保育」という言葉で通したいというのが、児童福祉法で保育というのは、家庭の養育も含めて定義されている。保育というのは、認定こども園法上では保育所保育を指すが、児童福祉法では家庭の養育を含めて、極めて広い意味で使っている。そういうものを幼保に特化したものとして使うのは無理だと考える。すると、新しい用語を発明しなければいけないので、ずっと考えているが、いい案を思い付かないでいる。「乳幼児教育」というのはどうかと思うのであるが、賛成する人は少ないと思われるので、なかなかもって難しい。法律用語としてはエデュケアという片仮名というわけにいかないだろうか。ただ、10年かけて児童福祉法と教育基本法を一気に大改定できるかというのは、ちょっと厳しいのではないかと感じて考えているところである。

また、15コマでは足りないという論述を先ほどしたが、4年制大学なら、15コマの授業を70～80種類くらい受けるわけである。現場になると1年間で15コマ分の研修を受けられれば多いほうである。そういう意味でも、足りないと言っているのである。もっともっと現場の研修時間を増やす方向に向かうべきである。逆にいえば、4年制大学というのはどれほど恵まれているかとも考える。もう一つ述べておきたいのは、実習園の話で、筆者は実習園側に実習園スーパーバイザー資格のようなものをつくらせたいと考える。これは、自主的な研修の下で団体としてつくることでもいいと考える。実習園スーパーバイザー資格にはなにがしかのボーナスを与えるということも、そんなに難しくはないと思うのである。もう一つは、第三者評価まで言及しなかったが、今の第三者評価の制度がいいかは別として、何らかの専門的な評価ができるような評価者を育てることが、やはり修士レベルとして必要ではないか。そういう意味では高度専門資格といったが、その中の一つとして、保育所評価ができるような保育者、あるいは保育学・教育学の保育評価の研究者育成を全国でできないかというのも考えているところである。大阪総合保育大学・大学院はその先駆けである。今後の発展を期待したいものである。

文献

- 浅野信彦 (2013). 教員養成・免許制度改革と「質保証」: 「学び続ける教員」を養成するために 文教大学教育学部紀要, 46, pp.57-68.
- 星野政明・石村由利子・伊藤利明 (2015). 全訂 子どもの福祉と子育て家庭支援, (株) みらい.
- 厚生労働省 (2008). 保育所保育指針解説, フレーベル館.
- 厚生労働省 (2011). 資料2 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の改革案について, http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/koushou2.pdf
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 (2011). 別冊 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト [待機児童ゼロ特命チーム] について, <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000143v4-att/2r9852000001442w.pdf>
- 松浦浩樹 (2014). 全国保育士養成協議会シンポジウム提案報告「通過点」としての養成教育を超えて: 「子どもの育ちを保障するための保育士養成とは: 4年制養成と2年制養成のこれからの考える」に寄せて 和泉短期大学研究紀要, 34, pp.125-132.
- 森合真一 (2014). 保育政策の歴史的展開と保育士養成 近畿大学豊岡短期大学論集, 11, pp.1-9.
- 内閣府 (2015). 第24回子ども・子育て会議議事録, 平成27年5月21日.
- 大宮勇雄 (2006). 保育の質を高める, ひとなる書房.
- 大澤力 (2013). 保育者養成の今後を考える: ノルウェー・韓国の事例を通じた現職者 P. D. (Professional Development) の検討 (第13回国際交流委員会企画シンポジウム報告, 第2部委員会報告) 保育学研究, 51(3), pp.406-415.
- 佐伯知子 (2015). 保育士および保育士養成をめぐる現状と課題 京大学生涯教育フィールド研究, 3, pp.55-61.
- 矢藤誠慈郎 (2014). これからの保育士養成の課題 保育学研究, 52(3), pp.450-452.
- 矢野正 (2015). 認定こども園がめざすもの: 子ども・子育て支援新制度 幼児体育学研究, 7(1), pp.95-105.
- 矢野正 (2015). 創造的で革新的な学校風土の構築に関する研究 社会福祉科学研究, 4, pp.187-191.

Training Nursery Teachers from a Future Perspectives

Tadashi Yano

Nagoya University of Economics

Conditions and problems in training nursery teachers are discussed from a new perspectives. First, contents of the Comprehensive Support System for Children and Child-rearing are described. Next, expected conditions and problems of kindergartens and nursery schools, as well as Centers for Early Childhood Education and Care during the next five years are discussed. Furthermore, nursery teachers as professional workers, training schools for nursery teachers, and their training curriculums and programs are discussed from the future perspectives.

Key words : nursery teacher training, training curriculums, kindergartens, nursery schools, centers for early childhood education and care